

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業務名 県庁舎 4 階ほか産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務
- (2) 仕様等 業務仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 4 年 12 月 23 日まで（ただし、収集運搬業務については、契約締結の日から令和 4 年 7 月 15 日までの間のうち発注者が指定する期間に実施すること。）
- (4) 履行場所 盛岡市内丸 10 番 1 号

2 入札参加資格

- 次の全てを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第のいずれの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
 - (3) 岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税（課税対象業者に限る。）に滞納がないこと。
 - (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から県営建設工事、建設関連業務及び庁舎等管理業務に係る指名停止措置を受けていない者であること。
 - (6) 入札日現在で、次に示す産業廃棄物全てについて、岩手県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得、かつ、水銀使用製品産業廃棄物を含む収集運搬業の許可を取得している者であること。
 - ア 汚泥
 - イ 廃プラスチック類
 - ウ 木くず
 - エ 金属くず
 - オ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - (7) 入札日現在で、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年条例第 73 号）第 13 条及び第 14 条に基づき、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが行った格付けで「★★★」に認定されている者であること。
 - (8) 収集した廃棄物を岩手県外に持ち込む場合、入札日現在で、持ち込む都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。
 - (9) 入札日現在で、岩手県に主たる営業所を有していること。

3 入札参加者手続等

- (1) 入札参加者は、入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、令和4年6月14日（火）午後5時までに15(2)の場所に提出しなければならない。
- (2) 提出書類等を提出した者は、入札日の前日までの間において、その内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出書類等は、岩手県において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。なお、提出書類等の補足、補正等は認めるが、令和4年6月15日（水）午後5時までとする。
- (4) 審査結果は、入札参加者資格確認通知書（様式第2号）により令和4年6月17日（金）までにファクシミリにより通知する。

4 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して申請書を提出することはできない。なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合又は上記(1)から(3)と同視しうる関係が認められる場合

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年6月21日（火）午後1時30分
- (2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎地階管財課会議室

6 入札書に関する事項

入札書には、下記を記載の上、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所、氏名、受任者氏名及び印）
- (3) 宛名は「岩手県知事」とする。

- (4) 入札金額（単価）
- (5) 入札件名

7 入札の方法等

- (1) 1 (1) の業務名での予定概算数量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した額の総額で入札に付する。
- (2) 入札には、入札書（様式第3号）を使用すること。
- (3) 落札の決定は、入札書に記載された予定概算数量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した額の総額をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書は、5 (1) の日時に5 (2) の場所に持参するものとし、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (5) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（様式第4号）を提出しなければならない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札金額（入札書に付された予定概算数量に単価を乗じた金額の総計をいう。以下同じ。）の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、当該保険証券の保険期間は、入札及び開札の日から7日間以上とすること。
- (2) 入札保証金は、令和4年6月21日（火）正午までに岩手県庁舎1階出納局会計課出納担当で納付すること。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないこと。
- (4) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。
- (5) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、入札保証金充当申出書（様式第5号）を提出すること。なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、入札保証金還付請求書（様式第6号）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとすること。
- (6) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属すること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に所定の記名押印のない入札の場合
- (4) 入札金額を訂正した入札の場合

- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札の場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした入札の場合
- (8) 代理人が提出した入札で、委任状が提出されていない入札の場合
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札の場合

10 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した全ての要件を満たしている者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に關係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金には利息を付さない。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

14 入札に対する質疑

- (1) この入札について質疑がある場合には、令和4年6月15日(水)午後5時までに質問書(様式第7号)を持参、郵送又はファクシミリにより、15(2)の場所に1部提出すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、令和4年6月17日(金)までにファクシミリにより行う。

15 その他

- (1) 入札参加者が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県総務部行政経営推進課経営推進担当

020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-5085 FAX 019-651-3142